

再発防止対策本部会議（第6回）議事録

1 開催日時

令和元年12月20日（金）午後3時00分～午後3時30分

2 場 所

磐田市役所 本庁舎6階 第3・4委員会室

3 出席者

本部長（市長）、副本部長（副市長）、部局長14名 計16名
事務局：秘書政策課、職員課長、広報広聴シティプロモーション課

4 会議内容

1 開 会 ※進行は副本部長

2 本部長（市長）あいさつ

- ・今年を振り返ると、年明けの一連の不祥事で市民の信用と信頼を失墜させてしまうのは一瞬であると感じた。
- ・市議会や検証委員会から提言書をいただき報告書を作成したがこれで終わりではなく、新たな気持ちと覚悟をもって本部会議に臨んでほしい。
- ・今年、一生懸命頑張ってきたがその成果を出すのは簡単ではない。今後もみんなが汗をかいて取り組むことで成果を出していくしかない。
- ・決して同じ不祥事を起こしてはいけないという強い覚悟を持って、令和2年をさらに頑張るという気持ちでお願いしたい。

3 報告事項

- (1) 磐田市再発防止対策検証委員会から提言書の提出について
- (2) 磐田市議会から提言書の提出について

※市議会からの提言書は報告書の49～50ページのとおり、検証委員会からの提言書は報告書の51～53ページのとおり提出されたことを報告した。

4 協議事項

(1) 「公契約関係競売入札妨害事件に関する報告書」について 資料

事務局 : 本書に掲げた再発防止対策は、単に事件や不祥事を起こさせないためのものではなく、職員が今一度足元を見つめ直し、組織をより良くするために必要な「職員の行動指針」でもあることから、副題として、「職員の不祥事防止に向けた行動指針」を付けた。

【市議会からの提言書の内容と報告書への反映状況について】

資料の 49 ページ、50 ページ、「1 コンプライアンス・ガバナンスについて」のうち、「(1)(仮称)磐田市コンプライアンス委員会の委員について」は検証委員会委員のほか何名かの委員の選出が提言されているが、16 ページの「1 コンプライアンス推進体制の整備」の取組みの中において今後、委員の選考を行う中で対応していく。

「(2)慣行・慣例の見直し等、組織体制の検証・改善の継続的な実施について」は、16 ページの「2 定期的な職員実態調査（アンケート）の実施」の取組みの中で、定期的な職員アンケートを実施し職員の意識の変化を調査するとともに、業務や市民ニーズ等に即した組織体制の見直しを進めていく。

「(3)職員倫理規程ガイドブックについて」は、16 ページの「2 磐田市職員倫理規程の周知徹底」の取組みにおいて、ガイドブックの作成を進めることとしているので、分かりやすい具体的な事例を記載内容に盛り込むとともに、研修などを通じて、職員に周知を図っていく。

「(4)公益通報制度について」は、17 ページの「エ 公益通報制度の適正な運用」で記載のとおり、全職員を対象とした研修の実施や「公益通報制度マニュアル」を作成し、周知徹底をするとともに、相談窓口を創設し、通報窓口の周知・拡大を図っていく。

「(5)内部統制の仕組みの確立について」は、今回の再発防止策は事件に直接かかわることだけでなく、組織として又は個人として、日常から業務を適切かつ効率的に行えるようにルールを整備し組織内の全員がそのルールを守って業務を行う仕組みづくりを進めていく内容となっている。よって「(2) 再発防止対策」に掲げる一連の取組みが、内部統制の仕組みづくりにつながる。

「(6)技術・知識の面で民間に対応できる専門職の設置や採用、資格取得を進めることについて」は、18 ページの「カ 人材育成と適正な人事配置」の取組みを進める中で対応していく。

「2 入札制度について」のうち「(1)建設事業審査委員会に対する監視体制を強化・構築について」並びに「(2)入札制度について、県や近隣自治体の現状とも照合し、総合評価方式やランク分けも含め、定期的な見直しを図ることについて」は、20 ページの「入札制度を監視する第三者機関の設置」の取組みを推進する中で、実施していく。

「3 前副市長への対応について」は、提言書の提出をいただいた後、再度、顧問弁護士に確認したところ、法的根拠がなく難しいとの見解をいただいた。よって、これまでも検討してきたが、現時点では、退職金の自主返納を求めることは考えていない。

「4 市民への説明について」は、広報やホームページを活用し、公契約関係競売入札妨害事件の原因と再発防止対策を市民に広く周知していく。

「5 議会への対応について」は、(仮称)磐田市コンプライアンス委員会への対応と同様に、市からの実績・進捗報告や市に対する意見・提言・助言に関しては、磐田市議会にも機会を捉え、情報提供していく。

【検証委員会からの提言書と報告書への反映状況について】

「(1) 職員全般に関することについて」は、6 ページの「対策1 職員一人ひとりの服務規律の確保と倫理意識の向上」から14 ページの「対策3 不祥事を発生させないための組織づくり」までの取組みにおいて対応していく。

「(2) 管理職に関することについて」は、10 ページからの「対策2 管理監督者のマネジメント能力の向上と職場風土の改善」にて対応する。

「(3) 組織に関することについて」は、対策1、対策2、対策3で、
「(4) 特別職に関することについて」は、「対策4 市長等の政治倫理向上に向けた取り組み」で、「(5) 入札に関することについて」は「対策5 入札制度等に関する見直し」で、それぞれ対応していく。

「(6) その他について」は、20 ページの「4 定期的な事業所アンケートの実施」の取組みを通し意見聴取を行うほか、広報やホームページで公契約関係競売入札妨害事件の原因と再発防止策を市民に広く周知するとともに、16 ページの「1 コンプライアンス推進体制の整備」の取組みを進めることで、再発防止策について継続的に検証していく。また、活力を生む組織運営に向け、18 ページの「カ 人材育成と適正な人事配置」の取組みを進める。

- 委員 : 行動指針として基本的な取り組みが入っており、職員にとって分かり易いものになっている。
- 委員 : 職員実態調査（アンケート）をする中で組織の在り様などがクローズアップされた。部局長は良い組織になるよう努めていかなければならない。
- 委員 : 第三者にとっても分かり易い報告書になっており、職員は真摯に受けとめて今後取り組んでいくことが分かっていた内容になっている。
- 本部長 : 徹底は大変なことであるが、日々の業務の中で培っていくしかない。部局長が末端まで目を行き届かせることが難しい中でどうやって各部局で徹底をするのかを考えてもらいたい。事件を自分のこととして考え、来年に生かしてほしい。職員で意識の差がないようにしてほしい。

5 その他 事務連絡

6 閉会